

(案)

業務委託契約書

- 1 委託業務名 令和8年度空中写真撮影及び近赤外線解析等業務
- 2 委託金額 ￥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額￥)
- 3 委託期間 年 月 日から令和9年3月24日まで
- 4 契約保証金

愛媛県（以下「甲」という。）と （以下、「乙」という。）とは、上記業務の委託について、別記の条項により業務委託契約を締結する。

この契約を証するため、書面又は電磁的記録により契約書を作成する。書面により契約書を作成する場合は、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。電磁的記録により契約書を作成する場合は、甲及び乙がそれぞれ電子署名を行い、各自その電磁的記録を保存する。

なお、電磁的記録により契約書を作成する場合は、乙が先に電子署名を行った後、甲が電子署名を行い、甲が電子署名を行った日をもって契約締結日とする。

年 月 日

甲 住 所
名 称
代表者

乙 住 所
商号又は名称
代表者

[注] 電磁的記録により契約書を作成する場合は、必要に応じて、「年月日」及び「印」を削除する。なお、契約書に契約日を記載する場合、「なお、電磁的記録により契約書を作成する場合は、乙が先に電子署名を行った後、甲が電子署名を行い、甲が電子署名を行った日をもって契約締結日とする。」は削除すること。

(総則)

第1条 甲及び乙は、この契約書(頭書及び別記を含む。以下同じ。)に基づき、別添の仕様書及び個人情報取扱特記事項(以下「仕様書等」という。)に従い、この契約を誠実に履行しなければならない。

2 この契約の締結に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(権利の譲渡等)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

(再委託の禁止)

第3条 乙は、委託業務の処理について、その全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(監督員)

第4条 甲は、監督員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この約款に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 甲の意図する成果物を完成させるための甲又は乙の管理技術者に対する業務に関する指示

(2) この約款及び設計図書の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) この契約の履行に関する甲又は乙の管理技術者との協議

(4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3 甲は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく甲の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した 権限の内容を、乙に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 第1項の規定により、甲が監督員を置いたときは、この約款に定める指示等は、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

(管理技術者)

第5条 乙は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行う。

3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自

ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

(業務工程表の提出)

第6条 乙は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて業務工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

2 この約款の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、前項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前項の規定を準用する。

3 業務工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

(業務計画書の提出)

第7条 乙は、この契約締結後速やかに業務計画書を提出し、甲の承認を受けるものとする。

(業務計画書の変更)

第8条 乙は、業務内容の変更をしようとするときは、あらかじめ業務変更計画書を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(業務の調査等)

第9条 甲は、必要があると認めたときは、乙の委託業務の処理状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して乙に必要な指示を与えることができるものとする。

(履行終了の通知)

第10条 乙は、委託業務が完了したときは、遅滞なく、業務完了報告書を提出しなければならない。

(検査)

第11条 甲は、前条の規定による業務完了報告書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に検査を行うものとする。

2 乙は、検査合格の通知を受けたときは、速やかに成果品を甲に引き渡すものとする。

(補正又は再調査等)

第12条 乙は、前条第1項の検査に合格しないときは、甲の指定する日までに補正又は再調査を行い、甲に補正又は再調査完了を報告しなければならない。

2 前項の規定により補正又は再調査の報告があったときは、前条の規定を準用する。

(委託料の支払)

第13条 乙は、第11条の検査に合格したときは、遅滞なく、請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、乙から正当な請求書を受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に乙に代金を支払わなければならない。

3 甲は、請求書を受理した後、その内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その理由を明示してこれを乙へ返付するものとする。この場合において、当該請求書を返付した日から甲が乙から是正した請求書を受理する日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が乙の故意又は重大な過失による場合は、請求書の提出がなかったものとする。

(前金払)

第14条 乙は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下この条及び次条において「保証事業会社」という。)と、契約書記載の履行期限を保証期限とし、同条第5項に規定する保証契約(以下この条及び次条において「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を甲に寄託して、業務委託料の10分の3以内の前払金の支払いを甲に請求することができる。

2 乙は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 甲は、第1項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

4 乙は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を読み替えて準用する。

5 乙は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の10分の4を超えるときは、乙は、業務委託料が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。

6 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、甲と乙とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、業務委託料が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

7 甲は、乙が第5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、同項の返還期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。)第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

第15条 乙は、前条第4項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。

2 乙は、前項に規定する場合のほか、業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。

3 乙は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 乙は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第16条 乙は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費(当該業務において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(支払の遅延)

第17条 甲は、約定期間内に代金を支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。)第8条第1項の規定に基づき定められた政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(契約保証金の返還等)

第18条 乙は、契約保証金を納付している場合において、第11条の規定により物品の所有権が移転したときは、甲に契約保証金返還請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項に規定する返還請求書を受理したときは、その日から30日以内に契約保証金を乙に還付するものとする。

3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

(業務内容の変更)

第19条 甲は、必要に応じ、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させることができるものとする。この場合において、委託金額又は委託期間を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して決めるものとする。

(事情変更)

第20条 契約締結後において、天災地変その他の不測の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるにいたったときは、その事情に応じ、甲乙協議して、書面により契約を変更することができる。

(臨機の措置)

第21条 甲は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ、甲の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、乙は、そのとった措置の内容を甲に直ちに通知しなければならない。

3 甲は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が業務委託料の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、甲がこれを負担する。

(仕様書等に関する通知義務)

第22条 乙は、仕様書等によることができないとき又は仕様書等に明示されていない事項があるときは、直ちに甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けた時は、直ちに調査し、乙に対して必要な指示を与えなければならない。

(委託期間の延長)

第23条 乙は、乙の責めに帰することができない理由により委託期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対してその理由を付し、委託期間の延長

を求めることができるものとする。ただし、その延長日数は、甲と乙が協議して決めるものとする。

(損害の賠償)

第24条 乙は、その責めに帰すべき理由により、委託業務の実施に関し、甲、甲の職員又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害による必要経費の負担)

第25条 委託業務の処理により発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)の必要経費は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰する理由により損害が生じたときの必要経費は、甲が負担するものとし、その額は甲と乙が協議して決めるものとする。

(甲の解除権)

第26条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(3) 乙の役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。)又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が、暴力団員等(愛媛県暴力団排除条例(平成22年3月26日条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)と認められるとき。

(4) 乙が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

(6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(8) 乙(ウ及びエにあっては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。)が次のいずれかに該当したとき。

ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措

置命令」という。)を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下「納付命令」という。)を受け、当該納付命令が確定したとき。

ウ 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。)の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。

エ 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を甲の職員(一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。)、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき(これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。))。

(9) 第28条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。

3 第1項又は前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、甲に帰属するものとする。

4 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(違約金)

第27条 乙は、契約保証金の納付がなく、前条第1項又は第2項の規定により契約が解除されたときは、解除した部分に相当する額の10分の1を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 乙が前項の違約金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から起算して支払の日までの日数に応じ、年3%の割合を乗じて計算した額の遅延利息を徴収する。

(乙の解除権)

第28条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(秘密の保持)

第29条 乙は、業務の実施に関し知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第30条 第14条第7項、第17条、及び第27条第2項の規定による遅延利息等の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(変更の届出)

第31条 乙は、商号又は名称、代表者、住所、印章その他この契約の当事者としての事項について、変更が生じたときは、直ちに書面によって、甲に届け出なければならない。

(法令等の遵守)

第32条 乙は、使用者として、労働関係法令等を遵守しなければならない。

(契約外の事項)

第33条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則及び遅延防止法によるもののほか、甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第34条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、松山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

年 月 日

愛媛県知事 様

受注者 住所
氏名

管理技術者について（通知）

年 月 日契約を締結した下記の業務について、管理技術者として下記の者を
決定したので、業務委託契約書第5条第1項の規定により通知します。

なお、下記に記載した事項は事実と相違ないことを誓約いたします。

記

業務名 令和8年度空中写真撮影及び近赤外線解析等業務

	名 称	氏 名	資格区分	備 考
1	管理技術者			

- 注 1 管理技術者等の変更を通知する場合は、新、旧管理技術者等をそれぞれ記載し、備考欄には「新」、「旧」と記載すること。
- 2 別紙「管理技術者、照査技術者経歴書」を添付して提出すること。

管理技術者経歴書

1. 氏名 :
2. 契約期間中の居住地 :
3. 最終学歴 :
学校名（専攻） ○○大学○○○学部○○○学科（ ○○工学）
卒業年月日 年 月 日 卒業
4. 取得資格等 :
資格名
登録番号等
取得年月日 年 月 日 取得

5. 職 歴 : ○○業務
業務経歴 ○○年
年 月 日 ～ 年 月 日

以上のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名

備考1 不要の文字は、抹消すること。

2 取得資格については、資格証又は認定書の写しを添付すること。

3 職歴については、主に従事した業務区分（測量業務、設計業務、地質・土質調査業務、
工損調査業務等）及び実務経験年数を記載すること。

様式第 2 号（第 6 条関係）

年 月 日

愛媛県知事 様

受注者
住所
氏名

業 務 工 程 表

下記のとおり提出します。

業 務 の 名 称 令和 8 年度空中写真撮影及び近赤外線解析等業務

履 行 期 間 年 月 日～ 年 月 日

工種	月		月		月		月		月		月		摘要
	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	

(注) 1.工程は棒線で記入し、始期及び終期の日付を明示すること。
例 15 25

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

愛媛県知事 様

受注者
住所
氏名

業 務 変 更 工 程 表 （第 回）

契約書第3条に基づき下記のとおり提出します。

業 務 の 名 称 令和8年度空中写真撮影及び近赤外線解析等業務

履 行 期 間 年 月 日～ 年 月 日

変 更 履 行 期 間 年 月 日～ 年 月 日

工種	月		月		月		月		月		月		摘要
	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	

（注） 1.変更の場合の工程は、元を棒線、変更を棒線以外の線種または線色で記入し、始期及び終期の日付を明示すること。

様式第4号（第7条、第8条関係）

年 月 日

愛媛県知事 様

受注者 住 所
氏 名

業務計画書の提出について

業 務 名 令和8年度空中写真撮影及び近赤外線解析等業務

上記業務について、別紙のとおり業務計画書を提出します。

様式第 5 号（第10条関係）

完 了 届

年 月 日

愛媛県知事 様

受注者 住 所
氏 名 印

次の業務は 年 月 日完了しましたからお届けいたします。

1 業 務 名 令和 8 年度空中写真撮影及び近赤外線解析等業務

2 業 務 委 託 料 ￥

※代表者印の押印を省略する場合

責任者職氏名・連絡先：

担当者職氏名・連絡先：

様式第 6 号（第11条第 2 項関係）

年 月 日

愛媛県知事 様

住所
(受注者)
氏名

成果物の引渡しについて（通知）

下記の業務について、完了を確認する検査が完了し、
で業務完了検査済証を受領したので、成果物を引渡します。

年 月 日付け

記

業務名 令和8年度空中写真撮影及び近赤外線解析等業務

請 求 書

年 月 日

愛媛県知事 様

住所
(受注者)
氏名

印

下記のとおり請求いたします。

¥ _____

ただし、令和8年度空中写真撮影及び近赤外線解析等業務

※代表者印の押印を省略する場合

責任者職氏名・連絡先：
担当者職氏名・連絡先：

精 算 書 年 月 日 愛媛県知事 様 住所 (受注者) 氏名 精算金額 ¥ _____ ただし、令和8年度空中写真撮影及び近赤外線解析等業務 精算額 内 訳	
前 払 金	¥ _____
	¥ _____
	¥ _____
	¥ _____
今回請求額	¥ _____
計	¥ _____

業務委託料一部前払請求書

年 月 日

愛媛県知事 様

住所
(受注者)
氏名 印

下記のとおり請求いたします。

¥ _____

ただし、令和8年度空中写真撮影及び近赤外線解析等業務 前払金額

※代表者印の押印を省略する場合
責任者職氏名・連絡先：
担当者職氏名・連絡先：

注 工事並びに工事に関する調査、測量及び設計の業務に係る請求書等への押印省略に伴う代替手段の取扱い（令和 3 年 4 月 1 日制定）に定める代替手段を講じる場合は、押印を要しない。

設計業務等変更委託契約書

業務名 令和8年度空中写真撮影及び近赤外線解析等業務

上記の業務について、愛媛県（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、 年 月 日付けで
当事者間で締結した業務委託契約について、各々の対等な立場における合意に基づいて、
次の条によって公正な変更委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するもの
とする。

第1条 履行期間を次のように改める。

着 工 年 月 日

完 成 年 月 日

第2条 業務委託料を 円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 円）増額（減額）する。

第3条 契約保証金額を 円増額（減額）する。

第4条 業務委託契約書に添付の設計書、図面、仕様書を別冊のとおり改める。

この契約の証として、書面又は電磁的記録により契約書を作成する。書面により契約書を作成する場合は、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。電磁的記録により契約書を作成する場合は、甲及び乙がそれぞれ電子署名を行い、各自その電磁的記録を保存する。

なお、電磁的記録により契約書を作成する場合は、乙が先に電子署名を行った後、甲が電子署名を行い、甲が電子署名を行った日をもって契約締結日とする。

年 月 日

住 所
甲 名 称
代表者

印

住 所
乙 照合又は名称
代表者

印

[注1] 変更事項のない条がある場合は、次のいずれかの方法により訂正して使用すること。

- (1) 変更事項のない条の規定を削除し、以下繰り上げて使用する。
- (2) 変更事項のない条の規定を二重線で削除し、余白に「第○条削除」と記載し、発注者及び受注者がそれぞれ押印の上、使用する。

[注2] 電磁的記録により契約書を作成する場合は、必要に応じて、「年月日」及び「印」を削除する。なお、契約書に契約日を記載する場合、「なお、電磁的記録により契約書を作成する場合は、受注者が先に電子署名を行った後、発注者が電子署名を行い、発注者が電子署名を行った日をもって契約締結日とする。」は削除すること。

様式第11号（第23条関係）

履 行 期 間 延 期 願		
年 月 日		
愛媛県知事 様		受注者 住 所 氏 名
次の業務の完了期限を延期 有償 無償 せられたく、お願いいたします。		
業 務 名	令和8年度空中写真撮影及び 近赤外線解析等業務	延 期 の 理 由
契約上の履行期間	着手 年 月 日 完了 年 月 日	
延 期 日 数	日	
延期後の完了期日	年 月 日	